決　　定　　書

異議申出人
茨城県北茨城市磯原町
松　本　健一郎

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和８年１０月１３日付けで提起された令和８年９月２７日執行の北茨城市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、北茨城市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主　　文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

１　本件異議申出の趣旨

本件選挙の効力を無効とする決定を求めるものである。

２　本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

（１）　本件選挙の期間中である令和８年９月２１日、２４日及び２５日の深夜から未明（以下「期間中の深夜時間帯」という。）にかけて、北茨城市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の照明が点灯しており、複数人が何らかの作業をしている様子を確認した。その際に期日前投票所において投票された投票用紙が差し替えられた（以下「票の差し替え」という。）ものと考えられる。また本件選挙の執行日である同年９月２７日には、期日前投票所の投票箱は本庁舎にあることから、当該日の日中の時間帯にも票の差し替えが行われたと考えられる。

（２）　前号の記載事項について、本件選挙の開票の際に選挙立会人の１人が、期間中の深夜時間帯に何をしていたのか当委員会に質問したが、当該選挙立会人から、当委員会委員長、書記長その他関係者から回答は得られなかったと報告を受けている。また、申出人の関係者が期間中の深夜時間帯に何をしていたのか文書によ

る回答を当委員会に求めたが、１０月１３日時点で当委員会から回答を得ていない。期間中の深夜時間帯に行われた作業は票の差し替えという犯罪行為以外に考えられず、当委員会から回答がないのは、期間中の深夜時間帯に作業をしなければならない合理的かつ必然的な理由を当委員会が考えることができなかったためと考えられる。

（３）　したがって、本件選挙は当委員会が公正に行われたことを客観的に証明できないことから、不正に操作された選挙であり、無効である。

決　定　の　理　由

１　本件異議申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、その内容について慎重に審理した。

２　当委員会の判断

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２０５条第１項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合である。

同項に規定する「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（最高裁判所昭和６１年２月１８日判決）。

また、同項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なる結果の生ずる可能性のある場合」をいうものと判示されている（最高裁判所昭和２９年９月２４日判決）。

以上のような観点から、申出人が主張する理由が、選挙を無効とすべき場合に該当するか否かについて判断する。

（１）　本件異議申出の理由（１）について

申出人は、期間中の深夜時間帯に本庁舎の照明が点灯しており、複数人が何らかの作業をしている様子を確認したと主張する。また、申出人の関係者から期間中の深夜時間帯に関する照会を受けていたことから、事実関係について確認したところ、選挙期間中の深夜時間帯に北茨城市役所職員（以下「市職員」という。）が本件選挙とは何ら関係のない業務のため時間外勤務を本庁舎で行っていたこ

とが確認できた。

しかし、期間中の深夜時間帯に当該時間外勤務を行っていた市職員が投票の差し替え作業を行っていたという事実は一切確認できておらず、申出人は選挙期間中の深夜時間帯に本庁舎の照明が点灯し、複数人が何らかの作業を行っていたという事実のみをもって票の差し替えを行っていたと主張するものの、当該事実と票の差し替えには何ら因果関係がない。また、申出人が票の差し替えに関して一切の具体的な根拠を述べておらず、証拠も提出していない。本件選挙の執行日の日中の時間帯における票の差し替えに係る主張についても同様であることから、これらの主張は申出人の憶測に過ぎないものと判断する。

（２）　本件異議申出の理由（２）について

申出人は、本件選挙の開票時における選挙立会人からの質問及び申出人の関係者からの照会に対して当委員会から回答がないことを票の差し替えと関係付けるような主張をしているが、当委員会の対応と票の差し替えには何ら因果関係がない。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

（３）　本件異議申出の理由（３）について

申出人は、本件選挙は当委員会が公正に行われたことを客観的に証明できないことから、不正に操作された選挙であり、無効であると主張するが、前記のとおり、申出人から票の差し替えに関する具体的な根拠及び証拠が一切提出されていない。また、投票録、選挙録その他の本件選挙に係る関係書類から票の差し替え等の不正を窺わせるような記載等は一切確認できない。

よって、申出人の主張は、具体的な根拠及び証拠がなく、単なる憶測に過ぎないものと判断する。

以上のとおり、本件選挙を無効とする申出人の主張にはいずれも理由がなく、公職選挙法第２１６条第１項において準用する行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第４５条第２項の規定により、主文のとおり決定する。

令和８年１１月６日

北茨城市選挙管理委員会

委員長　髙　星　秀　穂

教　　示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第２１５条の規定による告示の日から２１日以内に、文書で茨城県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。